



公 示

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定に基づき、除雪作業に使用される自動車（使用の本拠の位置が中国運輸局管内のものに限る。）を下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

ただし、現に自動車検査証の交付を受けている自動車にあっては、この公示にかかわらず、基準緩和の認定が失効するまでは従前の例によることができる。

平成26年2月20日

中国運輸局長 小橋 雅明



記

1. 認定番号

中国技技第944号 平成26年2月20日

2. 対象となる自動車

（1）幅が4メートル以下の大型特殊自動車及び小型特殊自動車であって、道路維持作業用自動車に次の除雪用の装置を備えたもの。

- ①スノウプラウ
- ②ロータリー除雪装置
- ③ブレード（サイドウイング除く）

（2）幅が4メートル以下の上記以外の除雪用に使用される道路維持作業用自動車であって、次の除雪用の装置を備えたもの。

- ①スノウプラウ
- ②ブレード（サイドウイング除く）

3. 基準緩和を認定する条項

（1）上記2.（1）の自動車（基準の緩和を要する条項に限る）

- ①第2条第1項（幅）〔002〕
- ②第34条第3項（車幅灯）〔030〕
【最外側からの取付位置及び取付高さに限る】
- ③第37条第3項（尾灯）〔034〕
【最外側からの取付位置に限る】
- ④第37条の3第3項（駐車灯）〔035〕
【最外側からの取付位置に限る】
- ⑤第38条第3項（後部反射器）〔036〕
【最外側からの取付位置に限る】



- ⑥第39条第3項（制動灯）〔037〕
【最外側からの取付位置に限る】
- ⑦第41条第3項（方向指示器）〔039〕
【最外側からの取付位置に限る】
- ⑧第41条第3項（側面方向指示器）〔040〕
【前端からの取付位置に限る】
- ⑨第41条の3第3項（非常点滅表示灯）〔041〕
【最外側からの取付位置に限る】
- (2) 上記2. (2) の自動車（基準の緩和を要する条項に限る）
 - ①第2条第1項（幅）〔002〕
 - ②第37条第3項（尾灯）〔034〕
【最外側からの取付位置に限る】
 - ③第37条の3第3項（駐車灯）〔035〕
【最外側からの取付位置に限る】
 - ④第38条第3項（後部反射器）〔036〕
【最外側からの取付位置に限る】
 - ⑤第41条第3項（方向指示器）〔039〕
【最外側からの取付位置に限る】
 - ⑥第41条の3第3項（非常点滅表示灯）〔041〕
【最外側からの取付位置に限る】

4. 条件及び制限

- (1) 保安基準第2条第1項（幅）の緩和を要する自動車
 - ①自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。〔002〕
 - ②自動車の最外側附近の前面には橙色の灯火（光度300カンデラ以下）を、後面には黄色の灯火（光度300カンデラ以下）をそれぞれ備えること。〔072〕
【車幅灯（最外側からの取付位置）又は尾灯の緩和を要する場合に限る】
 - ③緩和事項は、ロータリー除雪装置の装着時に限る。〔084〕
【附属装置装着時に基準緩和となる自動車に限る】
 - ④緩和事項は、スノウプラウの装着時に限る。〔086〕
【附属装置装着時に基準緩和となる自動車に限る】
 - ⑤運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。〔091〕
【最高速度が40キロメートル毎時を超える自動車に限る】
 - ⑥運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。〔092〕
- (2) 灯火・反射器のみの緩和を要する自動車
 - ①保安上の制限事項無し。〔000〕
 - ②緩和事項は、ロータリー除雪装置の装着時に限る。〔084〕
【附属装置装着時に基準緩和となる自動車に限る】
 - ③緩和事項は、スノウプラウの装着時に限る。〔086〕
【附属装置装着時に基準緩和となる自動車に限る】

附則

この公示による認定は、平成26年4月1日から適用する。

